

医療費受給者証の更新時期

●問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6530)

対象者	手続き内容
令和5年中の所得が限度額未満のため、引き続き医療費給付対象になる人	手続き不要 市から自動的に受給者証を更新し送付します。
令和5年中の所得が限度額以上のため、医療費給付対象外になる人	手続き不要 市から医療費給付非該当の通知を送付します。
令和5年中の所得が確認できない人 (1月2日以降に転入した人、未申告の人)	手続き必要 通知しますので、所得の申告や、必要書類の提出をお願いします。
令和4年中の所得は限度額を超えていたが、令和5年中の所得は限度額未満のため医療費給付対象になる人	手続き必要 通知しますので、内容を確認の上保険年金課に来てください。
令和4年中の所得に引き続き、令和5年中の所得も限度額以上のため医療費給付対象外になる人	手続き不要 通知はしません。

現在交付している医療費受給者証の有効期限は、7月31日までです。8月1日から有効の受給者証の交付を受けるためには、次のとおり手続きが必要になる人と不要の人に分かれるので確認してください。

※所得の限度額表は、市HPの医療費給付の項目を確認してください。なお、子ども医療費受給者証の所得制限はありません。

市交通指導員になろう

●問い合わせ 防災防犯課 (☎ 656 - 6508)



●市交通指導員を募集中
交通安全を通じて地域に貢献してみませんか。身近な人や子どもたちを交通事故から守るために一緒に街頭で活動できる人を募集しています。
仕事内容は、交差点や通学路などにおける交通指導や交通安全教室の補助など、簡単にできるものです。
「できる範囲で」「無理なく」活動しましょう。気になった人は気軽に問い合わせてください。

●応募条件
心身ともに健康な人

●待遇

- ・活動数によって謝礼あり
- ・制服、装備品の貸与あり
- ・活動時の保険あり
- ・功績、功勞による表彰あり

その他詳細は市HPから

